

平成二十三年七月十二日受領
答弁第二九一号

内閣衆質一七七第二九一号

平成二十三年七月十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に対する外務省の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に対する外務省の対応等に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

先の答弁書（平成二十三年六月二十四日内閣衆質一七七第二四五号）で述べたとおりであり、外務省として、個別の報道への対応については、その事実関係や影響等を総合的に勘案して、適切に対処しており、御指摘の報道についても直接確認しているが、その詳細については明らかにすることは差し控えたい。

いずれにしても、御指摘の衝突事件については、政府として我が国法令に基づき適切に対応してきており、このことは、中国政府に対するものを含め、これまでに内外に説明してきている。